

幼児教育・保育無償化のお知らせ

令和4年度用 一時預かり事業利用（希望）者用



重要!!



- ・無償化制度を受けるには、施設入園前(施設を利用する前)に平塚市に申請する必要があります。
- ・無償化の適用は、基本的に申請書が平塚市に提出された翌月1日からの認定開始となります。
- ・施設入園前に申請した場合であっても申請書類に不備があった場合は、どんなに早くともその不備が解消された時点からの認定開始となります。

1. 対象となるお子さん

次の①又は②のいずれかに該当する場合のみ、無償化の対象となります。

- ① 小学校入学前3年間にある3～5歳児は(2022年度では、生年月日が2016年(平成28年)4月2日～2019年(平成31年)4月1日の期間にあるお子さん)、保育の必要性の認定を受けている世帯
- ② 生年月日が2016年(平成28年)4月1日以前の期間にあるお子さんは、住民税が非課税の世帯かつ保育の必要性の認定を受けている世帯

※①②ともに、認可保育所、認定こども園及び幼稚園(一部例外あり)に在籍していない方が対象となります。

2. 無償の上限金額

次の金額を上限として無償化になります。

・「1. 対象となるお子さん」の に該当するお子さん...月額最大37,000円

・「1. 対象となるお子さん」の に該当するお子さん...月額最大42,000円

上記金額を超えて利用料金が発生した場合、昼食代や延長保育料等は、**保護者の自己負担**となりますので御注意ください。

3. 無償の対象となるもの

一時預かり事業の実施に要する費用
(保育料のみ)

食材料費
(副食)
(おかず、おやつ)

食材料費
(主食)
主食を持参する
園は負担なし

行事費、父母
会費等の実費

延長保育料

無償化の対象となる費用

実費として施設に納めていただく費用

4. 複数の施設の利用について

無償化制度対象者として認定を受けた児童は、保育所又は認定こども園が実施する一時預かり事業の他に、次の施設の利用についても無償化の対象となります。

【対象事業施設】

民間認可保育所

病児・病後児保育事業（市内では病後児保育施設「なでしこ」、病児保育施設「麦・もんもん」のみ）

平塚市ファミリー・サポート・センター

複数の施設を利用した場合であっても、1人のお子さんに対する無償化の上限額は変更ありません。

5. 対象となる施設

【平塚市内の一時預かり事業を実施している保育所・認定こども園・小規模保育事業所】

横内保育園、ゆうかり保育園、認定美里・柿の実こども園、認定こども園大神美里幼稚園、八幡保育園、みどり保育所、真土すばる保育園、湘南きらら保育園、金目保育園、サンキッズ金田ほいくえん、いずみ保育園、高村保育園、湘南みらい保育園、平塚保育園、柳町保育園、富士見保育園、サン・キッズ湘南、もんもん保育園、苗・もんもん保育園、サン・キッズ平塚ステーション、花水さくら保育園、平塚未来保育園

- ・一時預かり事業の利用料金は施設ごとに異なるため、詳細は利用する施設にお問い合わせください。
- ・平塚市外の施設であっても、無償化制度を適用している施設であれば、対象となります。
- ・施設利用料を全額支払い、請求用紙を使用し平塚市へ申請することにより無償化対象額が返還されます。

6. 無償となる方法

【事前準備について（施設を利用する前）】

- (1) 無償を希望する全ての方が、事前に新たに保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。
「子どものための教育・保育給付支給認定(変更)申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」と「保育認定が必要な事由を証明するための書類」を平塚市保育課に提出してください。
- (2) 提出していただいた書類を平塚市で確認後、保護者宛に次の通知書を送付します。
 無償の対象となる児童・・・施設等利用給付認定通知書を送付します。
 無償の対象とならない児童・・・施設等利用給付認定申請却下通知書を送付します。

【施設利用時（施設利用申込時）】

- (1) 無償化対象者として認定を受けた施設等利用給付認定通知書を、利用する施設の求めに応じ、施設に見せてください。
 ※ 施設では、施設側の控えとして施設等利用給付認定通知書のコピーをとる場合があります。
- (2) 施設へ見せた施設等利用給付認定通知書が変更となり、新たに発行された施設等利用給付認定通知書が自宅に届いた際は、再度、利用する施設に変更後の施設等利用給付認定通知書を見せてください。
- (3) 施設を利用した際は、施設から請求された利用料金を全額施設に支払ってください。
 ※ 保護者は施設に利用料金を支払い、保護者は市に請求し無償化分の返還を受けます（償還払い）。

【無償化分の返還(償還払い)手続について】

保護者は認可外保育施設等を利用した場合、認可外保育施設等へ利用料金をお支払いした後、平塚市へ支払金額の請求申請をする必要があります。

(1) 申請時期

請求可能利用料	申請期間
4月 から 6月分の利用料	7月1日 から 7月末頃まで
7月 から 9月分の利用料	10月1日 から 10月末頃まで
10月 から 12月分の利用料	1月1日 から 1月末頃まで
1月 から 3月分の利用料	4月1日 から 4月末頃まで

申請期間を過ぎた場合であっても請求の申請は可能ですが、平塚市からのお支払いが遅れることがありますのでご注意ください。

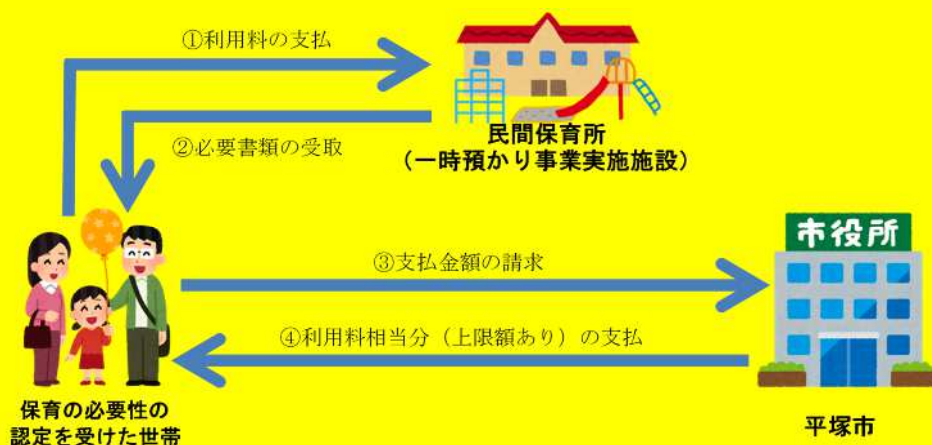
(2) 必要書類

- (ア) 領収書（利用した認可外保育施設等から渡されます）
- (イ) 特定子ども・子育て支援提供証明書（利用した認可外保育施設等から渡されます）
- (ウ) 施設等利用費請求書（利用した認可外保育施設等から渡されます）
- (エ) 振込先口座がわかるもの（通帳など）のコピー
- (オ) 求職活動報告書（求職活動で施設等利用給付認定を受けている場合）

(3) 申請場所

「(2) 必要書類」平塚市役所保育課窓口（本庁舎1階101窓口）まで提出してください。（持参又は郵送）

無償となる手続のイメージ



参考1. 保育認定とは

保護者それぞれが、次の要件のいずれかに該当する必要があります。

就 労	居宅内・居宅外で就労している（月 60 時間以上 休憩時間含む）
妊 娠 ・ 出 産 ※1	出産予定月の前月から数えて4か月間（限定） 例：予定日 11 月 4 日 → 前月 10 月から翌年 1 月末まで
疾 病 ・ 障 が い	家庭での保育が困難な病気、ケガまたは障がいがある場合
介 護 ・ 看 護	親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している場合（月 60 時間以上）
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
就 学	学校教育法に規定する学校、専門学校、各種学校に就学、職業訓練校等における職業訓練を含む（月 60 時間以上（休憩時間含む））
求 職 活 動 ※2	継続して活動（起業準備を含む）している場合 （求職活動中に利用できる期間については入所月を含んだ3か月間）
育 休 中 の 利 用	無償化の他施設利用が可能な施設に在籍し、育休を理由に無償化の認定を受けている場合にのみ対象となります
そ の 他	上記に類する状態として市長が認める場合

※1 予定月から出産が遅れた場合、周期を出産月から数えて3か月後までとします。

※2 3か月以内に就労を開始し、就労証明書を平塚市保育課へ提出した場合、4か月目以降も継続して預かり保育や一時預かり保育を利用することができます。

参考2. 保育の認定が必要な事由を証明するための書類とは

就 労	○就労証明書兼復職（予定）証明書 ※自営業の場合は、「確定申告書」「個人事業の開業届出書」「営業許可証」など自営の事実を証明する書類を添付してください。 ※内職の場合は、「納品書」などの実績がわかる書類を添付してください。
妊 娠 ・ 出 産	○母子健康手帳の写し〔氏名（表紙）及び分娩予定日の記載部分〕
疾 病 ・ 障 が い	○医療機関が証明する診断書または障害者手帳の写し
介 護 ・ 看 護	○医療機関が証明する診断書または障害者手帳または認定結果通知書の写し（介護・看護を受ける方） ○1日の介護・看護スケジュール（介護・看護する方）
災 害 復 旧	○り災証明書
就 学	○学生証（在学証明書）の写し、学校名、氏名及び有効期間の記載部分 ○在学中の時間割表の写し
求 職 活 動	○就労先が決定次第、すみやかに就労証明書を提出してください。
育 休 中 の 利 用	○無償化の他施設利用が可能な施設に在籍し、育休を理由に無償化の認定を受けている場合にのみ対象となるので、在園する施設に就労証明書
そ の 他	○その他事実を証明する書類

お問合せ・申請書の提出先

〒254-8686 平塚市浅間町9-1
平塚市 保育課 保育担当 宛て

TEL：0463-21-9612（直通）